

入会のご案内

柏市内で6ヵ月以上営業をされている商工業者は、規模・業種を問わばどなたでもご入会いただけます。柏市外の方でも「特別会員」としてご入会できます。ただし、「特別会員」は、当所議員の選挙権・被選挙権がありません。

- 年会費●
個人事業主9,000円~/法人18,000円~
- 加入金●
2,000円(初年度のみ)
- 申込方法●
所定の【会員加入申込書】・
【預金口座振替依頼書】を
ご提出ください。

柏商工会議所

〒277-0011 千葉県柏市東上町7-18

TEL.04-7162-3311(代表)

FAX.04-7162-3322

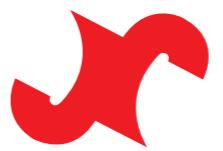
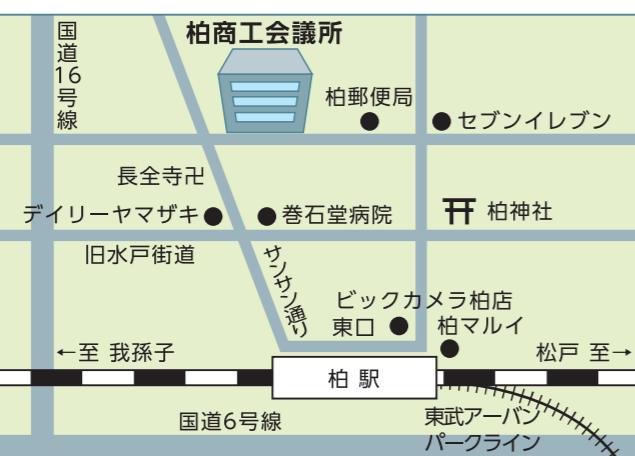
<https://www.kashiwa-cci.or.jp/>
E-mail : info@kashiwa-cci.or.jp



LINE ID
kashiwacci

アクセス

JR常磐線・東武アーバンパークライン
柏駅東口徒歩7分
常磐自動車道柏ICより15分



柏商工会議所

ご利用ガイド

まちをつくる 人をつなぐ 柏にぎわいを

これからも
地域のために !!



経営の相談が
したい
p4~5

資金を調達
したい
p6~7

販路を開拓
したい
p8~9

交流したい
p10~11

福利厚生を
充実させたい
p12~13

PRをしたい
p14

スキルアップ
したい
p15

貸会議室
その他サービス
p16~

夢の実現を柏商工会議所がお手伝いします！

あなたの困った! 私たちに おまかせください！

会員になると、金融・税務・法務など経営に関するアドバイスや新分野進出を始めとする経営改革、デジタル化に関する支援、販売促進のサポートなどが受けられます。

ご入会後は業種別にいすれかの部会に所属し、共通の課題等について学ぶほか、同業種、異業種とのネットワークを構築することができます。

部会について

建設業部会 … 総合工事業、職別工事業、土木建築サービス業、造園業、設備工事業 等

工業部会 … 各種製品製造業、加工業、印刷・出版業 等

商業第1部会 … 織維・織物・衣服・身の回り品御小売業、ペットショップ・ブリーダー 等

商業第2部会 … 飲食料品卸小売業 等

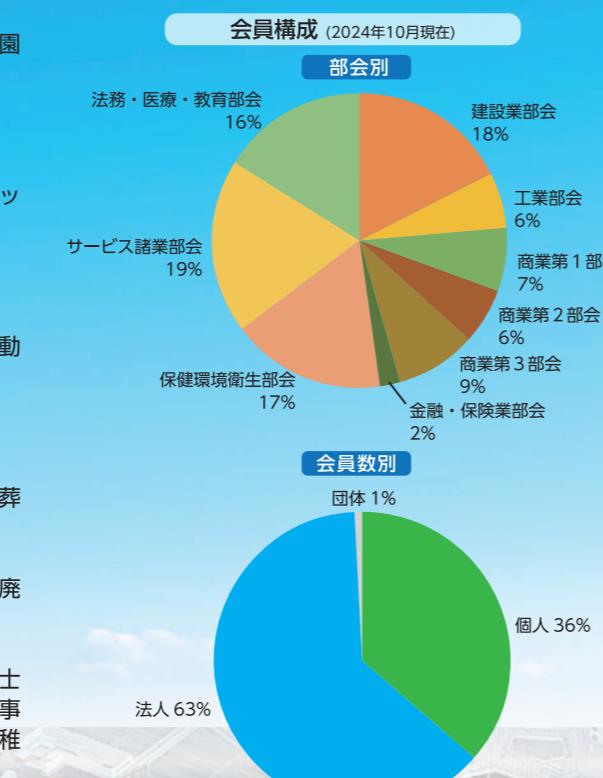
商業第3部会 … 建材・金属材料等卸小売業、機械器具卸小売業、自動車・自転車小売業 等

金融・保険業部会 … 金融業、保険業、証券業、貸金業 等

保健環境衛生部会 … 飲食業、洗濯業、理美容業、浴場業、旅館業、冠婚葬祭業、トリミングサロン、芸妓業 等

サービス諸業部会 … 不動産業、運輸通信業、電気ガス供給業、広告業、廃棄物処理業、生活関連サービス業、IT関連 等

法務・医療・教育部会 … 弁護士、税理士、司法書士、社会保険労務士等の士業、医療・福祉業(病院、診療所、歯科、療術、介護事業、障害者福祉業)、教育業(大学、専修大学、幼稚園、学習塾、語学教室等)



部会活動とは

建設業部会

視察研修会

先進地を視察・見学し、今後の業界の動向を探りながら情報共有し、刺激し合いながら自社の経営に役立てることを目的とします。



工業部会

産学公連携事業

学術研究機関や大学・ベンチャー支援機関等と連携を図り、新商品開発やAI・IoT導入、雇用支援など多角的にサポートします。



商業第1・2・3部会

合同研修会

マナー力を向上し、販売促進を目的とする研修会を実施。社員のスキルアップセミナーとして活用いただけます。



金融・保険業部会

公開講演会

部会員が中心となって様々な講演会やセミナー等を実施運営します。



1

経営指導・創業支援

企業の経営や中小企業施策、地域事情に詳しい経営指導員が、親身になって金融や税務をはじめ、経営に関するあらゆるご相談に対応いたします。

経営者の皆様の一番身近なホームドクターとして、窓口でのご相談だけでなく、直接お店や会社へお伺いします。

ご相談は無料、秘密は厳守します。 関 振興課 ☎04-7162-3305



■専門家による相談窓口開設

予約制
相談無料

税務

(税理士)

法律

(弁護士)

経営

(中小企業診断士)

特許

(弁理士)

労務

(特定社会保険労務士・産業カウンセラー)

経営安定特別相談

(中小企業の倒産を防ぐための相談を受けます)

許認可

(行政書士)

事業承継・
経営者保証解除

(千葉県事業継承・引継ぎ支援センター)

国際化・情報化

(ITコーディネーター他)

お気軽に
ご相談ください

創業支援



▲かしわ創業塾の様子

創業時の融資や会社設立の諸手続き、創業計画の作成などの相談に随時応じています。また、「かしわ創業塾」を年2回開催し、柏市内で創業予定の方、創業後、間もない方を支援しています。

関 経営支援課 ☎04-7162-3305

*「かしわ創業塾」は特定創業支援事業に認定されており、所定の回数・期間を修了した創業者に「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」を交付します。証明書のご提示により、創業に関する各制度にて優遇措置を受けられます。

開業したい 後継ぎがいない 経理がわからない 倒産を避けたい 労働保険の事務を委託したい

個人事業者の記帳指導

会員限定

個人事業者の帳簿の付け方や源泉徴収・年末調整・決算書や確定申告書の作成について専門の職員が指導・サポートいたします。また、クラウド会計ソフトの導入支援やセミナー、経理実務講習会も行っています。

関 振興課 ☎04-7162-3305

事業計画策定支援

相談無料

自社の現状や課題を把握し、強みを生かして経営力向上を図るために道しなべとなる事業計画策定を支援します。法に基づく事業計画策定により、自社の課題解決や経営力向上だけでなく、国や県による「保証や融資の優遇措置」や「設備投資減税」等の支援を受けられる場合があります。また、企業だけでなく商店会等の事業計画策定支援も行っています。

関 振興課 ☎04-7162-3305

事業承継・M&A

相談無料

地域経済の活力維持や雇用確保の観点から事業承継は極めて重要であり、十分時間にとって準備する必要があります。当所では、事業承継問題に悩む経営者に対し、課題の整理に関するアドバイスや専門家派遣、事業承継計画の作成支援を行っています。

関 経営支援課 ☎04-7162-3305

労働保険事務委託

会員限定

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、国の保険制度です。一人でも従業員(パート・アルバイトを含む)を雇う事業者は、労災保険に加入し、また、一定の要件を満たす場合は雇用保険に加入する義務があります。当所では、面倒な雇用保険の届出、保険料の申告納付、特別加入手続きなどの事務を代行します。

事務委託することによるメリット▼

事務負担軽減／事業主および役員・家族が労災保険に特別加入／保険料金額に関わらず分割納付(3回)

関 業務課 ☎04-7162-3315

会員の声



菓子工房 Regalo

斎藤 裕己さん



株式会社
フォーカル
コーポレーション

高橋 裕馬さん

十余年で洋菓子店を営んでいます。私自身が都内の洋菓子店で働いていた際、アレルギー対応しているケーキや焼き菓子を取り扱っているお店が少ないとから、アレルギーなどで悩んでいる方に安心して食べられるお菓子を提供したいと考え、かしわ創業塾に参加しました。かしわ創業塾(第16期)では、経営に関する基礎知識を学ぶとともに、柏市内で起業を志す多くの仲間ができました。その後も、会議所職員の方と相談しながら経営計画を策定し、日本政策金融公庫の新規開業資金などの申請に取り組みました。経営計画を策定する中で、自身の事業の長所や短所を再確認できたとともに、家庭との両立も含めて売上を上げるために無理のない計画を策定することができました。また、事業での心配事などを都度、会議所に相談しており、担当者の方に丁寧に対応いただいています。

2

融資サポート

マル経融資 小規模事業者経営改善資金貸付制度

相談
無料

小規模事業者経営改善資金貸付制度(マル経資金)商工会議所の推薦に基づき、小規模事業者が無担保・無保証人で融資を受けられる国の融資制度です。支払利息の一部を柏市が負担することにより低利での資金調達が可能です。

問 経営支援課 ☎04-7162-3305



**融資限度額
2,000万円**
(運転資金・設備資金合計)

対象者: 小規模事業者
従業員20人以下
(商業・サービス業は5人以下)

**担保・保証人
不要**

柏市の利子補給適用で
5年間実質金利1.0%
※融資利率は金融情勢により
変わることがあります
※納税要件等所定の申請が
必要です

返済期間(据置期間)
運転資金 7年以内(1年以内)
設備資金 10年以内(2年以内)

**日本政策金融公庫の
既存融資を一本化して
借り換え需要にも対応**

新規開業資金

相談
無料

創業時または創業後税務申告を2期終えていない方がご利用いただける制度です。担保・保証人は原則不要。幅広い業種の新創業やスタートアップにご利用いただけます。

問 経営支援課 ☎04-7162-3305



融資限度額7,200万円以内
(運転資金は4,800万円以内)

返済期間
各融資制度で定める返済期間内

利率2.40%~
(2024年11月1日現在)
※変動あり



その他の融資要件

■雇用創出、経済活性化、勤務経験または習得技能の要件

■自己資金要件

※ご融資金額等により条件が緩和される場合がございます。

詳しくはご相談ください。

様々な融資サポートがあります

日本政策金融公庫 一般貸付
日本政策金融公庫 生活衛生貸付
柏市制度融資
千葉県制度融資
等

会員の声



ピツツェリア
ベラヴィータ

大柳 隆盛さん



株式会社 Gleeful

三輪 理さん

柏3丁目(ウラカシエリア)で古着店とカフェを営んでいます。約10年前に開業した時からお世話になっており、店舗の改装にマル経資金を利用しました。その後もカフェの集客のためマルチケットに掲載したり、海外に商品の仕入れ拠点を設ける際に相談に行ったり、役員を務めている「ウラカシ百年会」の運営についてアドバイスをいただいたりと、今後も長いお付き合いになりそうです。

融資要件

※審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

資金について

経営改善が図られる設備資金・運転資金

指導について

原則として柏商工会議所の経営指導を6ヵ月以上受けている方

住居について

原則として直近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を営んでいる方

業種について

商工業者であり日本政策金融公庫の融資対象業種であること

納税について

納期の到来している税金を完納している者

マル経資金
融資の流れ

相談

申込

現地調査

当所審査

公庫審査

融資実行

返済

3

販売促進・販路拡大

PRや見込み客探し

貴事業所のお取り扱い商品・サービスのPRや見込み客探し、新規顧客獲得にぜひご活用ください。



イチオシ発掘広場

会員
限定

無料

地域情報誌にて、「イチオシ発掘広場」として、各店自慢の商品やサービスを紹介する販路開拓事業です。

人気のメニュー や自慢の逸品、QRコードを掲載することで、自店舗への誘導が可能となり、認知度向上を図ることができます。

問 振興課 ☎04-7162-3305



商圏分析サービス

会員
限定

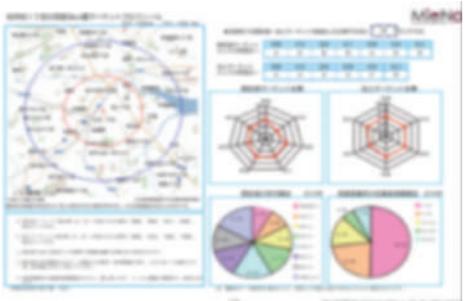
無料

経験や勘、イメージに頼るのは高リスクです。商圏の特性が数値化されたデータを把握し、経営に取り組むことが求められています。

効率よく販売促進戦略を行えるよう「市場情報評価ナビ(MieNa)」を使い、エリアマーケティングで不可欠な商圈レポートを無料でご提供いたします。「新規顧客を開拓したい」「効果的にチラシを配布したい」等のお悩み解決に、ぜひご活用いただけます。

問 振興課 ☎04-7162-3305

※こちらはサンプル画像です



市場の動向を正確に把握しましょう！



認知度向上や新規顧客の開拓のための施策、ビジネスマッチングのチャンスをお探しの方へ

販路を開拓したい

さまざまな商談会やビジネス交流会を開催し、ビジネスマッチング(商談)の場、出会いの場、自社PRの場を提供し、販路開拓を支援します。

「ビジネスチャンス」をつかみましょう！



展示会共同出展

展示会共同出展

会員
限定

会員
優待

会員優待価格で製造業向け(加工技術・新素材など)展示会への出展ができます。事務手続きも当所で代行します。

展示会出展助成

会員
限定

単独で出展した場合に、小間料に対し上限5万円を補助します。

※1事業所年1回まで。

問 経営支援課

☎04-7162-3305



展示会の様子▶



リアル商談会

全国ものづくり受発注商談会&技術連携マッチング

会員
優待

工業関連に特化した完全事前予約制の受発注商談会を年2回開催。事前の情報提供により精度の高い商談ができます。

オープンイノベーションマッチング

会員
限定

リンクアーズ株式会社と連携し、大手企業の発注案件をいつでもチェック・提案することができます。

めぶきFG ものづくり企業

会員
優待

北関東最大級のモノづくり企業の展示会及び商談会。低コストでのビジネスマッチングができます。

問 経営支援課 ☎04-7162-3305



Web商談会

ザ・商談モール

会員
限定

無料

全国の商工会議所等で共同運営するザ・ビジネスモールに、ネット上の商談会【ザ・商談モール】があります。仕入れ先や外注先を探したり、提案見積もりを出したり、毎日全国の会員企業がネット上で商談を行なっています。無料で利用、参加できます。

BMファクトリー

会員
限定

無料

商談モールの中からモノづくり案件のみを抽出し、大手企業が発注者となるオープンイノベーション案件も掲載しています。全国の中小企業同士の受発注だけでなく大手企業との商談チャンスも！

問 業務課 ☎04-7162-3315

このような悩みはありませんか？

買い手

- 商材を探しているが、既存の取引先では見つからない
- 外注先を探しているが、一斉に見積り提案がほしい

売り手

- 販路を拡大したいが営業の人手が足りない
- なるべくコストをかけずに販路開拓したい
- 優れた技術を持っているが大手企業に売り込む機会がない

その悩み、解決できるかもしれません！

4

交流したい

部会交流や青年部・女性会に参加したい

同業種や異業種との交流会や合同研修会等も行っております。青年部・女性会活動においても様々な勉強会や各種交流事業、イベント事業にも参画し、多方面に渡り人脈や交流の輪を広げることができます。



人的交流・
情報交換、
ビジネスチャンスの
拡大の場

会議所主体事業

新年賀詞交歓会 会員限定

来賓、会員等合わせて400名以上が参加。名刺交換や情報交換を通じて会員間の交流を深めることができます。

問 総務課 ☎ 04-7162-3325

会員交流会 会員限定

全会員が対象。自社PRやグループトーク、フリー交流会を通して情報交換や会員間の交流が図れます。

問 総務課 ☎ 04-7162-3325



部会交流

サービス諸業部会×女性会合同研修会 会員限定

部会の枠を超えて参加できる研修のため、他社・異業種との交流を図りながら地域への理解を深めることもできます。

建設業部会×商業第3部会合同視察 会員限定

異なる業種が合同で視察することによって、違う視点での発見や改善点を見つけることを目的に実施しています。視察後は異業種交流会も実施します。

法務・医療・教育部会施設見学会 会員限定

部会員の会員ネットワーク構築および啓発を目的として、見学会等を実施しています。

保健環境衛生部会視察研修会 会員限定

会員の資質向上と活動の活性化を図ることを目的として、視察研修会等も定期的に行っております。

青年部 会員限定

互いに刺激し合い研鑽と交流を積む場所

会員相互の啓発により経営者としての人格・教育および経営能力を高め、自社の発展を通じ、地域経済の発展に寄与することを目的に、毎月の例会や各種研修会、他商工会議所青年部との交流等、多くの事業を実施しております。

入会資格 20~45歳までの会員および後継者等

会員数 102名 2024年4月現在

年会費 60,000円(柏商工会議所年会費とは別途必要)

問 青年部事務局 ☎ 04-7162-3305



会員の人的ネットワーク、
結束力が高まるよう
交流事業を実施しています

女性会 会員限定

資質の研鑽と地域商工業の振興発展を目指して

地区内の商工業に従事する女性ならではの意見を商工会議所活動に反映させるとともに、資質向上を図りながら社会福祉の増進、地域経済の発展に寄与することを目的に、例会や視察研修、地域イベントへの参加、他商工会議所女性会との交流等、多くの事業を実施しております。

入会資格 会員の女性経営者または事業に従事する女性の方等

会員数 66名 2024年4月現在

年会費 15,000円(柏商工会議所年会費とは別途必要)

問 女性会事務局 ☎ 04-7162-3305



5

共済・保険・福利厚生

安心を確保したい

会社経営上の多くのリスクに備える共済制度を取り揃えています。法人だけではなく、個人での加入も可能な共済制度を取り揃えています。



カタクリ共済(生命共済制度)

会員限定

業務中・業務外を問わず24時間保障!!

毎年収支計算し、剰余金があれば配当金としてお返しします。

独自の給付金が充実(結婚・出生・入学祝金・災害通院・病気入院の各見舞金・当所主催の生活習慣病健診助成金)

掛金は2口1,460円~

※従業員のために負担した掛金は損金又は必要経費に算入できます。

問 業務課 ☎04-7162-3315

会員の声

株式会社いしど画材様

当社では毎年、社員に柏商工会議所で行なっている生活習慣病健診を受診しています。カタクリ共済に入れていると健診料の助成があるので、大変助かっています。また、病気やケガ以外にも、結婚や出産でも祝金ができるので、社員へのお祝い金も渡すことができるのでとても重宝しています。うっかり給付請求を忘れていても、アクサ生命推進員さんが訪問してくれるので、安心しています。

株式会社藤井製作所様

若い社員が多く結婚、出産、子供の入学祝金など利用しています。また、万が一の場合の保障もあるので、会社から社員さんへ給付金を渡すことができるので、とてもメリットを感じています。満期を迎える社員さんにもカタログギフトを送っていただけたり、掛金も安く、配当金の支払いもあるので、会社としてもあまり経費をかけずに社員さんへ福利厚生の充実を図ることができていると思います。

中小企業退職金共済

中小企業の従業員の安定確保のための国の制度で、国の助成等があり、掛金は全額損金または必要経費として非課税となり、極めて有利な退職金制度です。

問 経営支援課 ☎04-7162-3305

ストレスチェックサービス

会員優待

50人以上の事業場で義務化されたストレスチェックを会員優待価格で利用可能。ストレスチェックの基礎知識や組織内の運用方法を無料でご相談いただけます。

問 業務課 ☎04-7162-3315

生活習慣病健診

会員限定

毎年生活習慣病健診を実施しています。当所会館で実施するため短い待ち時間で健診を受ける事ができます。

問 業務課 ☎04-7162-3315

企業は、労災事故、P.L.事故、個人情報の流失などさまざまなリスクを抱えながら事業を行なっています。
「企業防衛」に共済への加入は必須となってきています。

確実性を高めたい

経営者の退職金制度や団体保険制度。また、取引先企業の倒産による連鎖倒産から、あなたを守る共済保険等です。



小規模企業共済

小規模企業の個人事業主、共同経営者または会社等の役員の方が事業を廃業または退任された場合に、積み立てた掛金に応じて共済金を受け取れる、経営者の退職金制度といえるものです。

国がつくった小規模企業共済法に基づく制度で安心・確実です。

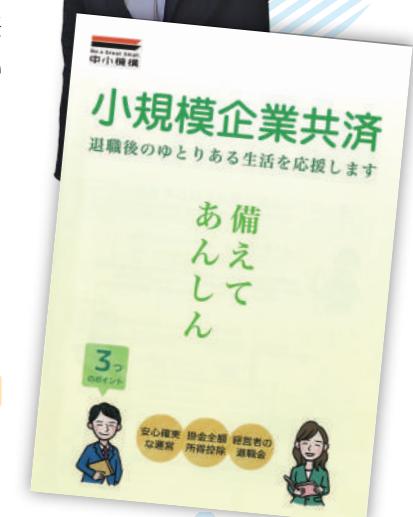
掛金は1,000円~70,000円(500円単位)の範囲内で自由に選べます!

※加入後の増減額が可能

※全額所得控除となり節税対策にもなります

※共済金は退職所得扱い(一括受取)または公的年金等の雑所得扱い(分割受取)

問 経営支援課 ☎04-7162-3305



経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)

取引先が倒産して売掛金債権等が回収困難になった場合、連鎖倒産を未然に防ぐため、あらかじめ積み立てた掛金に応じて無担保・無保証人で共済金の貸付を受けることができる国の共済制度です。

掛金は5,000円~200,000円(5,000円単位)の範囲内で自由に選べます!

※加入後の増減額が可能

※掛金総額が800万円に達するまで積み立てが可能

※税法上、支払った掛金は損金(法人)または必要経費(個人)に算入できます。

問 経営支援課 ☎04-7162-3305

商工会議所会員向け保険制度

会員限定

経営リスクの担保(リスク移転)および従業員などの福利厚生の充実のため、全国商工会議所のスケールメリットにより、低廉な保険料でご加入いただける団体保険制度です。

※割引率は引受保険会社によって異なります。

- ビジネス総合保険 事業活動における賠償リスク、事業休業リスク、財物破損リスクを総合的に補償
- サイバー保険 サイバーリスクを補償
- 業務災害補償プラン 労災事故とそれによる企業の賠償リスクを補償
- 休業補償プラン 病気やケガによる休業時の所得減を補償
- 海外P.L.保険 輸出製品など海外におけるP.L.リスク、リコールリスクを補償
- 輸出取引信用保険 海外取引先の債権回収不能リスクを補償
- 海外知財訴訟費用保険 海外での知財訴訟リスク補償

問 業務課 ☎04-7162-3315

6

情報発信したい 広報サービスを活用する

商工会議所のネットワークを活用し、皆様のビジネスチャンス拡大、自社の製品・サービスPRをサポートします。



会報誌「商工かしわ」

会員
限定

貴事業所の経営に役立つ情報や会員企業の紹介等を掲載した会報誌「商工かしわ」を毎月1日に発行。情報発信や企業PRの広告媒体としてご利用いただけます。

※広告掲載・チラシ折込は有料

問 総務課 ☎04-7162-3325



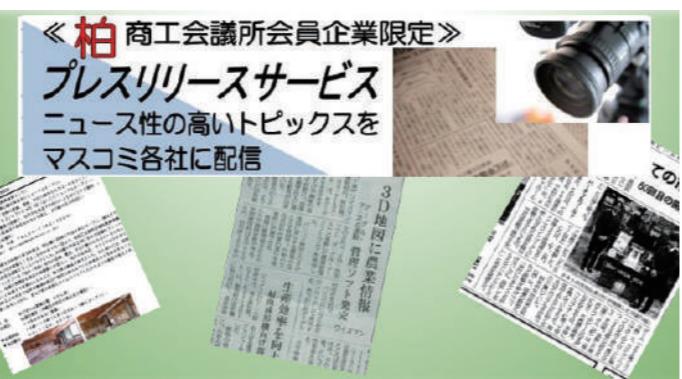
マスコミ配信 「プレスリリース」

会員
限定

無料

企業の技術開発や新商品・新サービス・イベント等の情報を、柏市記者クラブ等の報道機関に直接提供する「プレスリリースサービス」を柏商工会議所の名前で行います。

問 総務課 ☎04-7162-3325



企業情報サイト 「ザ・ビジネスモール」

会員
限定

一部
有料

全国の商工会議所等が共同運営。26万社の企業情報が掲載されている国内最大級の企業情報サイト。1タウンページと連動した簡易ホームページを利用すればPR効果大！

問 業務課 ☎04-7162-3315



新たな情報発信法を
検討しています！



7

学びたい

講座・検定でスキルアップ

仕事の心構えや進め方、自己の意識向上、職場内でのコミュニケーションを理解し、組織人としてのチームワーク、仕事に対する意識などについての能力が向上できるよう、演習を交えて展開します。



*はネット試験

商工会議所検定

全国統一の基準により実施している「公的試験」です。企業が必要とする人材の育成を目的に実施しており、多くの企業から高い評価と信頼を得ています。
人材教育の一環として、従業員のスキルアップや能力評価等にご活用ください。

問 業務課 ☎04-7162-3315

東商ビジネススクール 研修講座

会員
優待

東京商工会議所主催の講座を一般価格の半額で受講できます。約150に及ぶ多彩なテーマで年間約300講座開催しております。

問 業務課 ☎04-7162-3315

経営に関するセミナー

利益拡大に繋がる情報発信や事業計画策定支援セミナーを随時開催しています。

問 中小企業相談所 ☎04-7162-3305

柏商工会議所 パソコン教室

会員
優待

初心者から上級者まで幅広いレベルに対応しています。常駐のインストラクターがマンツーマンで指導します。

問 総務課 ☎04-7162-3325



簿記検定(1・2・3級)

珠算検定(1・2・3級)

リテールマーケティング(販売士)検定*

カラーコーディネーター検定 (アドバンスクラス・スタンダードクラス)*

会員
優待

福祉住環境コーディネーター検定*

会員
優待

ビジネス実務法務検定*

会員
優待

ビジネスマネジャー検定*

会員
優待

環境社会(eco)検定* 3名以上の団体 申込で割引あり

会員
優待

BATIC(国際会計検定)*

原価計算初級*

簿記初級*

日商P C 検定試験(1・2・3級)*

キータッチ2000テキスト*

ビジネスキー ボード検定*

電子会計実務検定(1・2・3級)*

日商ビジネス英語検定*



8

その他

会員サービスや調査事業、地域振興に取り組んでいます。



貸会議室

会員優待 予約制

10名から130名まで収容可能で、面接・会議・研修会に最適。

正面駐車場には検診車も駐車可能で、健康診断会場としてもご利用いただけます。

問 総務課 ☎ 04-7162-3325



▲70名収容 折り畳み机のため、広く利用することも可能です。



▲30名収容 スクール形式の研修会向きです。



▲10名収容 少人数の会議や面接に最適です。

貿易関係証明

会員優待 予約制

会員・一般を問わず原産地証明・サイン証明・インボイス証明・日本法人証明等の証明書を発給しています。登録制です。

問 総務課 ☎ 04-7162-3325

ETCコーポレートカード

会員限定

多くの割引が受けられるETCコーポレートカードを会員限定で発行しています。

問 業務課 ☎ 04-7162-3315

景気情報調査

柏市内約180事業所及び組合に対し、毎月ヒアリング調査を実施。ヒアリング結果を産業別にまとめて数値化し、集めたコメントとともに柏の景気情報として公表しています。

問 経営支援課 ☎ 04-7162-3305

柏まつり／手賀沼花火大会

柏まつり実行委員会、手賀沼花火大会実行委員会がおかれています。各イベントの催行を通じて地域貢献に取り組んでいます。



■柏まつり



■手賀沼花火大会

猫の手紹介サービス

会員優待

人手と時間が掛かる軽作業をアウトソーシング(外部委託)できる企業を紹介し、スポットで発生する人手不足を解消できます。会員は通常価格より5%引き。

問 業務課 ☎ 04-7162-3315

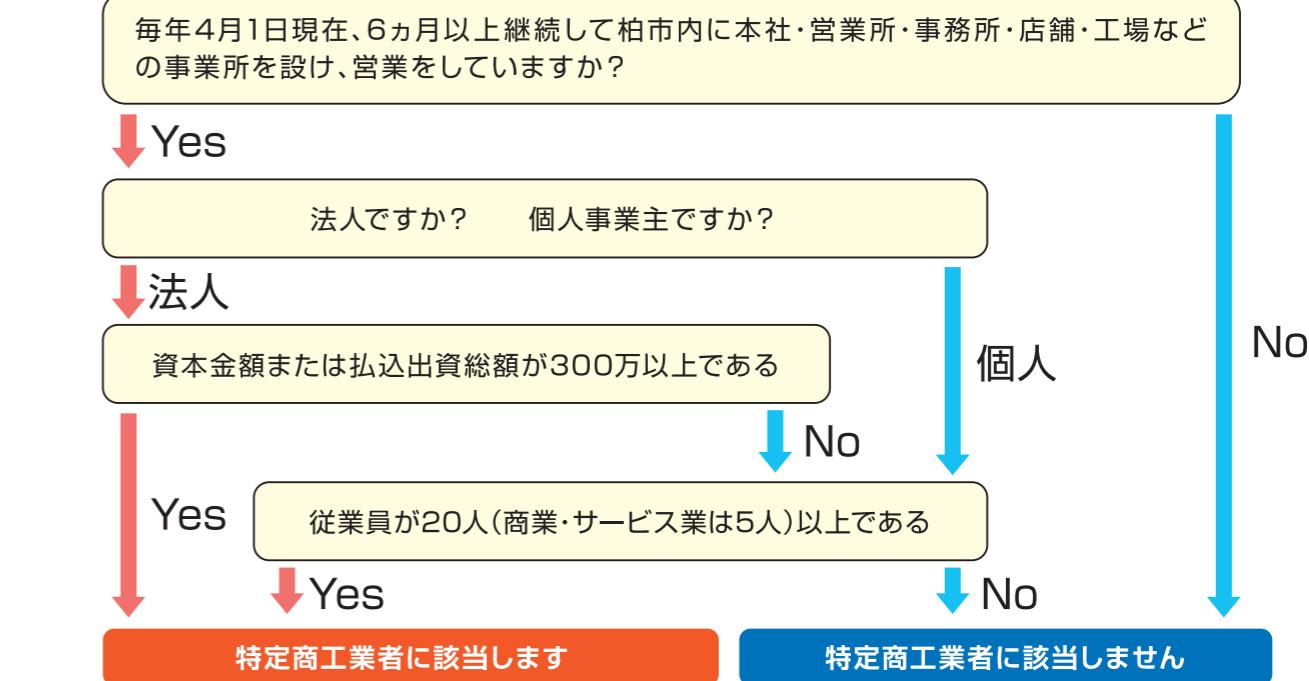
特定商工業者制度について

商工会議所には、法律で定められた一定規模以上の商工業者(特定商工業者)にその登録(法定台帳の提出)のご協力をいただき、その地域の商工業の実態把握を行い、地域経済の改善発達のための基礎資料とする特定商工業者制度が設けられております。これは、「商工会議所法」という法律で定められた全国的な制度です。商工会議所の「会員」とは以下の通り異なります。

特定商工業者と商工会議所会員の違い

特定商工業者	商工会議所会員
商工会議所法で定められた制度で、柏市内で6ヵ月以上営業されており、その規模が法律で定められた基準の事業者であれば会員非会員に関わらず法定台帳の提出が義務付けられます。	事業者の自由意思によって加入し、会費を支払うことでの事業の拡大を図るためのさまざまな支援事業・サービスが受けることができます。

以下のフローチャートでご確認ください



特定商工業者の義務

- 商工会議所に貴社の事業内容を登録します。(毎年5月以降にご案内いたします。)
- 登録した内容に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。

特定商工業者の特典

- 法定台帳にもとづいた商取引の斡旋、照会等ができます。

負担金

- 法定台帳の整備のためにいただきました負担金につきましては、平成31年度よりいただいておりません。

「商工会議所法」(法律第143号 昭和28年8月1日公布)の法定台帳に関する条文抜粋
(法定台帳の作成)

- 第10条 商工会議所は、成立の日から1年以内に、特定商工業者について政令で定める事項を登録した商工業者法定台帳(以下「法定台帳」という。)を作成しなければならない。(2~6項まで略)
- 7.特定商工業者は、第1項の事項のうち政令で定めるものについて変更を生じたときは、すみやかに、その旨を当該商工会議所に届け出なければならない。
- 8.特定商工業者は、法定台帳の作成又は訂正に関して商工会議所から資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。(法定台帳の運用及び管理)
- 第11条 商工会議所は、その事業の適正且つ円滑な実施に資するために、法定台帳を運用しなければならない。
- 2.商工会議所は、法定台帳を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

会費口数算定基準表

従業員数\個人・法人(資本金区分)	0人	1	3	5	7	10	15	20	25	30	35	40	50	60	80	100	125	150	175	200	250
	2	4	6	9	14	19	24	29	34	39	49	59	79	99	124	149	174	199	249	300	
個人	3	3	4	5	6	7	9	11	13	15	17	19	21	23	25	27	29	31	33	36	39
～ 500万未満	6	7	8	9	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	41	44
500万～ 1,000万未満	8	9	10	11	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	43	46
1,000万～ 1,500万未満	9	11	12	13	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	42	45	48
1,500万～ 2,000万未満	11	13	14	15	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	42	44	47	50
2,000万～ 3,000万未満	13	16	17	18	19	21	23	25	27	29	31	33	35	37	39	41	43	45	47	50	53
3,000万～ 5,000万未満	15	18	19	20	21	23	25	27	29	31	33	35	37	39	41	43	45	47	49	52	55
5,000万～ 7,000万未満	17	20	21	22	23	25	27	29	31	33	35	37	39	41	43	45	47	49	51	54	57
7,000万～ 10,000万未満	19	22	23	24	25	27	29	31	33	35	37	39	41	43	45	47	49	51	53	56	59
10,000万～ 30,000万未満	25	26	27	28	30	32	34	36	38	40	42	44	46	48	50	52	54	56	59	62	65
30,000万～ 50,000万未満	28	29	30	31	33	35	37	39	41	43	45	47	49	51	53	55	57	59	62	65	68
50,000万～ 70,000万未満	31	32	33	34	36	38	40	42	44	46	48	50	52	54	56	58	60	62	65	68	71
70,000万～ 100,000万未満	34	35	36	37	39	41	43	45	47	49	51	53	55	57	59	61	63	65	68	71	74
100,000万～ 150,000万未満	37	38	39	40	42	44	46	48	50	52	54	56	58	60	62	64	66	68	71	74	77
150,000万～ 200,000万未満	40	41	42	43	45	47	49	51	53	55	57	59	61	63	65	67	69	71	74	77	80
200,000万以上～	43	44	45	46	48	50	52	54	56	58	60	62	64	66	68	70	72	74	77	80	

平成8年4月1日改正

《備考》

1.会費口数算定基準表の見方 1口3,000円

(1)個人は該当する従業員欄を、法人は該当する従業員欄と資本金額欄の交叉するコマ内の口数をその会員の会費口数とする。

(2)資本金額、従業員数は加入申込書及び実態調査等に基づくものとする。

(3)従業員数とは、個人事業主または生計を一にする家族従業員、法人の役員、派遣社員、パート・アルバイトを除いた人数をいう。

(4)従業員数が300人を超える場合は、50人ごとに3口加算する。

(5)支店等の事業所の場合、資本金の算出方法はつぎの算式による。

資本金×柏支店従業員数÷総従業員数

2.別途基準によるもの

大型小売業者(大規模小売店舗立地法の適用をうけるもの、及び、これに準ずるもの)、金融・証券・生命保険業、その他

この基準表の適用が実情にそわない業種については別途定める。

-加入および会費・負担金規則-

- | | | | |
|-----|---|------|---|
| 第1条 | 本商工会議所の加入ならびに加入金、会費および特別会費に関することは、定款第11条および第17条に規定するもの他すべてこの規則によらなければならない。 | 第10条 | 特別会費の払込方法、第8条に順じ、払込時期は全額12月31日までに納入する。 |
| 第2条 | 本商工会議所の会員となる資格を有する者で、本商工会議所に加入しようとする者(以下「申込者」という)は所定の申込書を常議員会に提出しなければならない。 | 第11条 | 第8条第2項による会費等の払込は、所定の会費払込書票によるものとし、所定以外の書類による損害は会員の負担とする。 |
| 第3条 | 申込者は常議員会より加入承認の通知が到達した日から30日以内に、加入金ならびに加入の承認月から起算した月割会費を一括して納入しなければならない。 | 第12条 | 次の各号に該当する場合は、会費の納入を免ずることができる。
(1)天災地変による災害で、営業を一時中止の止むなきに至った場合
(2)経営者の疾病または事故により、営業を一時中止の止むなきに至った場合
(3)その他、常議員会において会費納入の免除が適当であると認めた場合 |
| 第4条 | 2.月割会費の計算は、年度会費×残り月数÷12で求め100円未満は切り捨てる。
加入金および会費・特別会費の年額を次のとおりとする。
(1)加入金の額は2,000円とする。
(2)会費は最低額を9,000円(3口)とし、1口の金額を3,000円とする。
(3)前号の会費を負担した者へ、商工かしわを提供する。
(4)特別会費の額は、議員総会の承認を得て別に定めた額とする。 | 第13条 | 特定期業者は定款第29条第1項に定める負担金(以下負担金という)を納入する義務を負う。
2.負担金は、毎年事業年度法定台帳の訂正を行った後に賦課し、本商工会議所の指定する時期に納入するものとする。 |
| 第5条 | 会員の会費持口数は、別表会費口数算定基準表を適用する。ただし、大型小売業(大規模小売店舗立地法の適用を受けるもの及びこれに準ずるもの)、金融機関その他基準表の適用が実情にそわない業種については、別途協議のうえ定めることができる。 | 第14条 | 3.負担金の払込方法については、第8条を準用する。 |
| 第6条 | 会員が営業成績その他の理由により会費を減額しようとする場合は常議員会に届出て承認を得なければならない。 | 第15条 | 定款および本規則に定めない事項が生じた場合は、常議員会の議決による。 |
| 第7条 | 会員が会費を増額しようとする場合は、常議員会に届出て承認を得るものとする。 | | 本規則は、議員総会でなければ変更することができない。 |
| 第8条 | 会費の払込方法は、原則として取引金融機関への自動振替とする。ただし、会員の承諾を得なければならない。
2.会員の希望により、会費の払込方法について前項によらない場合は、次のいずれかの方法により会費を払込むことができる。
(1)取引金融機関払込み
(2)商店会等一括納入
(3)窓口払込 | | |
| 第9条 | 会費の払込時期は、次の各号の一による。
(1)年1回払いの場合 全額を5月31日まで納入
(2)年2回払いの場合 第1回目、半額を5月31日まで納入
第2回目、半額を11月30日まで納入 | | |

会費および脱退に関する定款抜粋

- | | |
|----------|---|
| ◆第11条◆ | 会員となることを希望する者は、議員総会の議決を経て別に定める加入手続きにより、加入の申込をしなければならない。 |
| ◆定款第17条◆ | 会員は毎年所定の納期までに所定の会費を納入しなければならない。 |
| ◆定款第20条◆ | 会員は、60日前までに予告し、事業年度の終わりにおいて本商工会議所を脱退することができる。 |

-入会に伴う誓約事項-

私／弊社は、柏商工会議所に入会するにあたり下記事項に該当する事業所(個人も含む)でないことを誓います。
これに違反した場合(申し込み時点で違反していた場合も含む)には、会員を強制退会せられることがあることを十分に理解し、且つ会員を退会させられることに依存はありません。

記

- 反社会的勢力【暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律 平成3年法律第77号その後の改正を含み、以下、「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という)第2条第2号に規定する暴力団をいう。】以下同じ。】
- 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。)、または暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- 暴力団構成員
- 暴力団関係企業
- 総会屋等
- 社会運動等標榜ゴロ
- 特殊知能暴力集団等
- その他、上記1から7までに準ずる者
- 上記1から8までのいずれかに該当する者(以下、「暴力団員等」という)が経営を支配していると認められる関係を有する者
- 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不正に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- 暴力団員等に対して資金等を提供、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

-年会費 預金口座振替の通帳表示について-

預金通帳等には、以下のように表示されます。

収納代行会社	通帳上の表示
三菱UFJニコス株式会社	NSショウコウカイヒ